

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年四月二十二日奈良県指令建第九六一二三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月八日建第八七二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡明日香村大字越九五番六、九八番一及び九八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区南堀江三丁目九番一―号 グランドシリーズ南堀江四〇三
細井文子

高市郡明日香村大字越九五番五

松本一男

一 許可番号

平成二十八年五月二十六日奈良県指令建第九八一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月八日建第八七二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字田井九七番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂一丁目三〇三番六 ピースハイツ二〇一
牧村雄平